

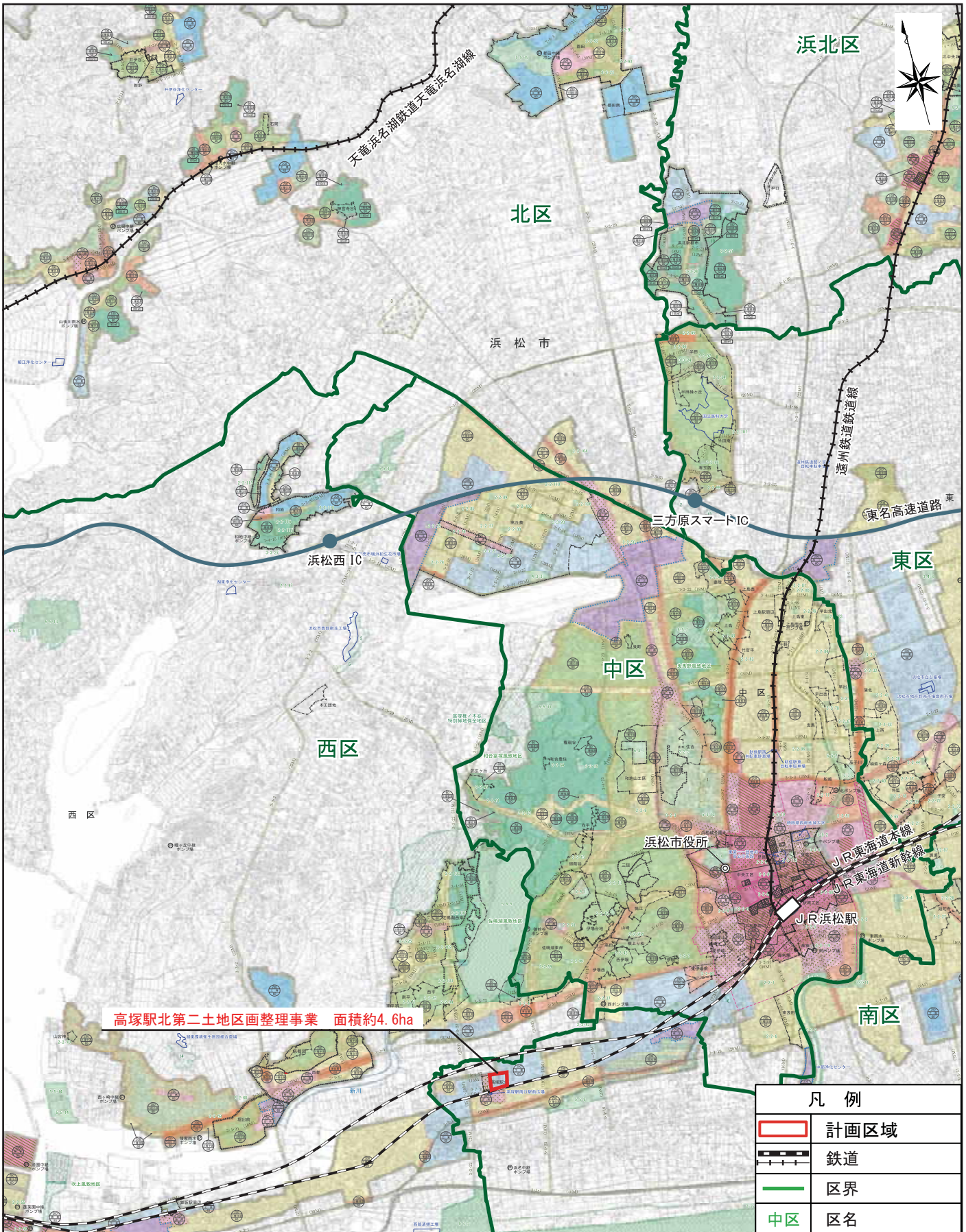
浜松都市計画土地区画整理事業の決定（浜松市決定）

都市計画高塚駅北第二土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	高塚駅北第二土地区画整理事業	
面 積	約 4.6ha	
公共施設の配置	道路	区画道路は土地利用に適した街区構成を図るように幅員 6m～11mを基準として区画道路を配置する。
	公園及び緑地	公園は、施行区域の 3%以上確保し、適正に配置する。
	その他の公共施設	雨水・汚水排水は分流式とし、雨水について雨水貯留施設に貯留後、地区北側の既設都市下水路に流下させる。 また、汚水排水は、浜松市公共下水道（西遠処理区）に含まれることから、西遠浄化センターへ導き処理する。
宅地の整備	街区は土地利用を考慮した街区構成として、整備計画、道路計画等との整合を図る。	

「施行区域は、計画図表示のとおり」

位置図



1:75,000

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 ㎞

拡大図

